

株式会社セントラルマーケット 加藤 昌稔が、純広告で何の保障も無いと偽証した証拠 1

加藤 昌稔は、純広告を掲載しているだけで、何の保障もしていないと証言しているが、この証言は全くの虚言で偽証である。

下記は、株式会社セントラルマーケットが他の被害企業から内容証明を送られた際の文章。

## 通知書

冠省

弊社は、平成20年9月4日、貴社に対して下記契約（以下、「本契約」とする）の申し込みを行いました。しかし、下記一連の理由から今般本書面をもって、本契約の無効、取り消しを通知致します。

1、当方が本契約の申し込みに至った理由と致しましては、平成20年8月20日、貴社営業担当者である神倉慶子氏より、本契約（広告掲載）についての営業の電話があり、当社広告担当が対応したところ、本契約の詳細及び広告効果について以下の説明を行なった為、それらの説明が事実であると信用して契約したものです。

担当者神倉氏によって行われた説明

「弊社 **U-saido に広告掲載すれば、モデルの岡田みりさんと月間3万～4万アクセス、有名でないモデルだと月間1万～2万アクセスがあります**」

「アクセス保証します」

「楽天当社ホームページへの誘導アクセスは、月間1万件保証します」

2、しかし本契約後の状況と致しましては、貴社広告サイトである U-saido から楽天当社のホームページへのアクセス数は、平成20年12月が283件、翌21年1月が33件のみであり、本契約勧誘時に行われた神倉氏の説明とは大きな開きがあり、楽天当社ホームページへ誘導月間1万アクセス保証が行われていない事が明らかとなっており、さらには貴社より「アクセス保証します」との説明であったにもかかわらず、貴社は「勧誘時にそれらの説明を行っていない」などと主張し、一切のアクセス保証及び解約返金等の対応が一切行われない状態となっております。

3、以上の事実から、貴社担当者である神倉慶子氏は本契約勧誘時において、明らかに目標数を達成できないと知りつつ「アクセス保証します」「楽天当社ホームページへの誘導アクセスは、月間1万件保証します」などと謳い、当方の錯誤を誘発する虚偽説明を行い、本契約の申込をさせた事は明らかで、それら詐欺行為は到底許されるものではございません。

4、よって、今般本書面を持ちまして民法第95条錯誤無効、第96条詐欺取消しを理由に、本契約申し込みの無効、取り消しをご通知致します。

つきましては、貴社において早急に本契約の解除手続きを行ない、現在までの既払い代金合計金630,000円全額を本書面到達後20日以内に下記口座まで返金ください。

尚、今回の通知書について承諾若しくはその他ご連絡いただく場合、必ず書面にて下記のご連絡先までお願い致しますとともに、今後のトラブルを避ける意味でもそれ以外の電話連絡及び訪問等には一切対応致しませんので予めご了承下さい。

5、今後、貴社より誠意ある対応がなされ、この問題が早期解決できるよう強く希望致しますが、万が一上記要求に対応いただけない場合でも、貴社の悪質な営業方法を許すことは出来ず、当方は他の被害者を募り、貴社の詐欺行為による被害について経済産業省に対し報告し、貴社営業停止処分を含む厳重な指導を強く要求する所存ですし、それとは別に民事訴訟手続きにおいても本契約代金全額は当然、それ以外の全ての諸経費を含めた金銭請求を行う所存ですので、最後にご通告申し上げます。

草々

#### 記

契約申込日	平成20年9月4日
契約内容	U-saido 広告掲載（楽天当社ホームページへ誘導月間1万アクセス保障）
掲載期間	平成20年 月 日～平成21年 月 日
広告代金	金630,000円
広告代金支払日	平成20年9月5日
契約担当者	神倉慶子

返金請求金額	金630,000円
返金先口座	ジャパンネット銀行 本店 普通預金 口座名義

平成21年3月2日

県 -  
有限会社 代表取締役

東京都港区南麻布4丁目14番6号バルビゾン34 5F  
株式会社セントラルマーケット 様